高齢者等身体拘束適正化マニュアル

合同会社フリーフリーダム

ヴィータケア

来歴

日付	来歴
令和６年９月１日	新規制定
令和　年　月　日	改定

1. 本マニュアル作成の目的と基本的考え方

本マニュアルは、身体拘束を廃止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者がサービスを適切に利用できるように支援することを目的とする。身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものという意識のもと、利用者の人権の擁護、身体拘束の廃止等のため、利用者に対する身体拘束の禁止、身体拘束の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本マニュアルを遵守して、福祉の増進に努めることとする。 また、事業所内における高齢者・障害者の身体拘束を廃止するため、職員への研修を実施する。

2. 身体拘束の定義

本マニュアルにおける身体拘束とは、厚生労働省より示されている介護保険指定基準に示される項目を身体的・行動制限とする。禁止対象の行為は「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」と定められており、具体的には次にあげるものである。

①	徘徊しないように、車椅子・椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
③	自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
④	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢を紐等縛る。
⑤	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等を付ける。
⑥	車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がらないように Y 字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
⑦	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧	脱衣やオムツ外しを制限するために介護衣（つなぎ）を着せる。
⑨	他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
⑩	行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪	自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

3. 緊急やむを得ない場合の例外三原則

切迫性	身体拘束を行うことにより日常生活に与える悪影響を勘案してもそれでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
非代替性	如何なる時も身体拘束を行わず介護するすべての方法を検討し、利用者本人の生命や身体の保護をするという観点から他に代わる方法が存在しない事を複数のスタッフで確認すること。また、拘束自体も本人の状態に応じて最も少ない方法であること。
一時性	本人の状態に応じて必要とされる最も短い拘束時間に留める。

4. 身体拘束が及ぼす弊害

身体的弊害	身体機能の低下等の外的弊害・食欲低下などの内的弊害　転倒事故・転落事故
精神的弊害	不安やあきらめ、認知症状の進行、家族への精神的苦痛　スタッフの士気の低下
社会的弊害	事業所に対する不信・偏見

5. 日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下の事に取り組む。

①	利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
②	言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
③	利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
④	利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
⑤	万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
⑥	「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

6. 身体拘束廃止委員会の設置及び組織に関する事項

当事業所では、身体拘束の廃止に取り組むにあたって「身体拘束廃止委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、身体拘束廃止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

⑴ 設置目的

・サービス時の身体拘束廃止および適正化に向けた現状、取り組み状況を把握すること。

・身体拘束を実施せざるを得ない場合の状況、検討及び手続きが適正に行われているか確認すること。

・身体拘束を実施した場合の解除方法を検討すること。

・身体拘束適正化等に関する職員教育の計画・実施すること。

・身体拘束、高齢者虐待に関する規程及びマニュアルの見直しをすること。

⑵ 身体拘束廃止委員会の構成委員

・委員長は代表が務める。

・委員会の委員は代表、サービス提供責任者、訪問介護員とする。

⑶ 身体拘束廃止委員会の開催

・委員会は代表の招集より年1回以上開催する。

・身体拘束事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

⑷ 身体拘束廃止委員会の審議事項

① 身体拘束に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

② 身体拘束廃止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③ 職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること。

④ 身体拘束廃止、早期発見に向けた取り組みに関すること。

⑤ 身体拘束が発生した場合の対応に関すること。

⑥ 身体拘束の原因分析と再発防止策に関すること。

8. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

⑴ 身体拘束廃止委員会の開催

緊急やむを得ない場合、身体拘束廃止委員会を中心として、多職種が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性・非代替性・一時性の３要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認する。

⑵ 利用者本人・家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

⑶ 記録・再検討

・法律上、身体拘束に関する記録は義務づけられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録しておく。
・身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。
・その記録は「2 年間」保存する。
・行政担当局の指導監査が行われる際に提示できるようにしておく。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事業所内等に備え付ける。

9. その他身体拘束適正化の推進のために必要な事項

・権利擁護及び身体拘束廃止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。
・その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。